

JASC2022年度第3回定例会プログラム

○日時:2023年2月18日(土) 13:30ー17:00 Zoom にて実施

13:30-13:40 開会の挨拶 JASC研究委員会担当理事 白川友紀

【第一部:研究発表会】 発表15分 質疑応答5分

13:40-14:00 日本のYouTubeにおけるDirect to Consumer 遺伝学的検査の情報提供についての調査

○星榛香1、松田明香里1、佐々木元子1,2、神原容子2、三宅秀彦1,2

1 お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 ライフサイエンス専攻 遺伝カウンセリングコース、

2 お茶の水女子大学ヒューマンライフサイエンス研究所

14:00-14:20 多様な論点と出会う「語り合う場」を通して「科学を文化に」する活動

ー日本科学未来館の科学コミュニケーションー

池辺靖（日本科学未来館）

14:20-14:40 子ども参画「キッズクルー」事業

林千恵、河田萌音（福岡市科学館）

14:40-15:00 博物館における学芸員の雇用条件 非常勤・会計年度任用を中心に

藤田 茂（目白大学）

15:00-15:10 「休憩」

【第二部:意見交換会】

時 間	内 容
15:10-15:20 (10min)	第一部の登壇者様への追加の質疑応答
15:20-15:25 (5min)	座談会の進め方を説明
～ withコロナでの活動について座談会～	
15:25-15:45 (20min)	グループで自己紹介と座談会
15:45-15:55(10min)	グループで出た意見をメインセッションで共有
15:55-16:00(5min)	休憩
～ SCの役割、評価法、継続性、スタッフの確保などについて座談会～	
16:00-16:20(20min)	グループで座談会
16:20-16:30(10min)	グループで出た意見をメインセッションで共有
～クロージング～	
16:30-16:40(10min)	参加者全員から今日の短い感想を述べてもらう
16:40-16:50(10min)	記念撮影

16:50-17:00 閉会の挨拶 JASC研究委員会担当理事 白川友紀

日本の YouTube における Direct to Consumer 遺伝学的検査の情報提供についての調査

○星榛香¹、松田明香里¹、佐々木元子^{1,2}、神原容子²、三宅秀彦^{1,2}

¹お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 ライフサイエンス専攻 遺伝カウンセリングコース、

²お茶の水女子大学ヒューマンライフサイエンス研究所

1. 研究の背景と目的

Direct-to-Consumer 遺伝学的検査(DTC 遺伝学的検査)は、医療機関を介さず、直接、企業から消費者に提供される遺伝学的検査である。この検査には法的な規制がなく、主に経済産業省がビジネスの適正化に取り組んでいる。そこで、消費者の購買行動に関係すると言われる YouTube において、DTC 遺伝学的検査の情報提供がどのように行われているかを明らかにすることを目的とし、39 動画を対象に研究を行った。

2. 方法

YouTube にて「遺伝子検査」と検索し対象動画を選定した。情報提供の状況調査は、経済産業省の消費者向け(DTC)遺伝子検査ビジネスのあり方に関する研究会にて、利用者がサービスを選択するフェーズで提供すべき情報として提示された 6 項目(以下経済産業省の 6 項目)を基に、著者が 21 のチェック項目を作成し、著者を含めた分析者 2 名で評価を行った。チェック項目ごとに、企業が関与している動画(以下企業関与動画)と消費者が提供している動画(以下消費者動画)を比較した。統計学的検討には、IBM SPSS ver.26 を用いた。

3. 結果及び考察

2022 年 9 月 28 日に動画検索・抽出を行い、視聴回数と関連度から計 39 動画を選定した。そのうち、企業関与動画が 11 動画、消費者動画が 28 動画であった。21 のチェック項目のうち「行動変容」と「分析精度」の 2 項目のみ、企業関与動画にて有意に多く情報提供されていたが、企業の関与していることは情報提供の項目数に大きく影響はしていなかった。解析対象動画の 8 割以上が情報提供していたチェック項目は 21 項目中 5 項目に留まり、YouTube においては消費者が意思決定を行うために必要な DTC 遺伝学的検査の情報を十分に含んでいない可能性が示唆された。また、人と人を比べるランキング形式の内容や占い等と比較する内容が確認され、動画のカテゴリとしてもエンターテインメントが 16 動画と最も多く分類されており、YouTube における DTC 遺伝学的検査は、エンターテインメント題材の 1 つとしても扱われていた。さらに、DTC 遺伝学的検査を医療と誤認している消費者は多くはないことも分析より示唆された。

一方で、視聴者から DTC 遺伝学的検査に関する質問に答える動画が 2 動画確認され、検査に関する疑問や結果の解釈についての相談を求める内容であった。しかし、明確に「遺伝カウンセリング」について情報提供している動画は確認されなかった。遺伝カウンセリングの潜在的なニーズが存在すると推察されるため、今後、DTC 遺伝学的検査から医療である遺伝カウンセリングへのアクセス確保をする体制を整える必要があり、YouTube 配信においても遺伝カウンセリングにアクセスが可能な旨を情報提供する必要があると考えられた。

多様な論点と出会う「語り合う場」を通して「科学を文化に」する活動 ー日本科学未来館の科学コミュニケーションー

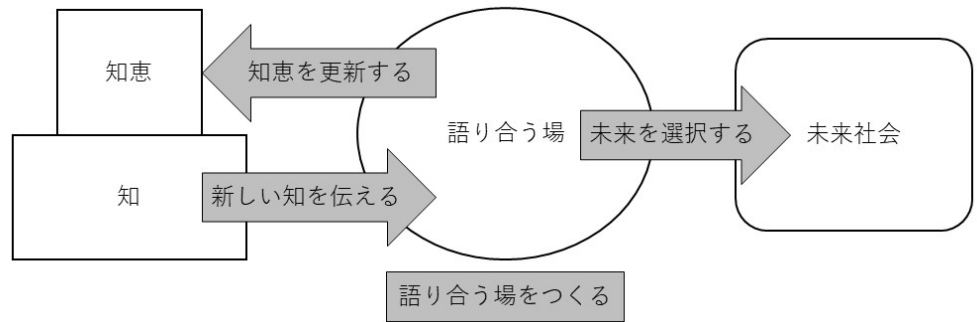
池辺靖（日本科学未来館）

未来館の設立の理念と目標

未来館設立へとつながる新しい科学館構想は、当初は「科学技術理解増進推進拠点(仮称)」整備事業として立ち上がったが、吉川弘之を委員長とする総合監修員会による議論を経て、「国民一人一人が人間社会と科学技術の在り方を探り、文化の形成に果たす科学技術の役割と未来を示唆し合い、語り合い、理解し合う場。」という設立の理念、そして「文化として科学技術を認識する」という目標を掲げて未来館は 2001 年にスタートした。以来、我々は活動の中心として、さまざまな「語り合う場」をつくることを行ってきた。

科学コミュニケーション活動のモデル

設立の理念に依拠しながら、我々が目指しているのは、端的に表現すると人々が豊かな生活を送ることの出来る社会の実現である。その実現には様々な方法があり得るが、賢明なリーダーに判断を任せて安全・安心な社会をつくってもらうのではなく、社会を構成しているあらゆる人々が未来の在り方の議論に参加し、さまざまなレベルでの選択という形で自らが未来づくりに参加する中で、未来が選び取られていくような社会の実現をめざしている。人々が未来づくりに参画する行為の中心には、人々が「語り合う場」があり、その場では、科学技術・芸術・道徳・宗教・経済・教育などあらゆる文化活動によって得られた「知」と、その「知」の蓄積をベースとして実践的な技能としてコミュニティーが獲得した「知恵」(総合知)を共有した状態で、人々が対話する中で「知恵」が更新されながら、未来の選択が行われていく姿を、我々は一つの活動モデルとしている(図)。



ここで「科学技術」は「語り合う場」に提供されるべき「知」の一つであるが、語り合うテーマに応じて、次の3つの観点に整理されうると考えている。その3つとは、「①社会の抱える問題を科学的に捉える。それにより、問題を人々が共通認識し合意形成のための議論の土台をつくる。」②科学技術が社会にもたらすプラス面とマイナス面(光と影)の両方を見る。それにより、人々が選択しうる未来社会のいくつかの可能性を提示する。」③先端研究が人々にもたらす新しい世界観に注目する。それにより、議論の大前提となる人々のもつ価値観に影響を与える。」というものである。

「語り合う場」は対話の場である。立場の異なる多様な人々が、様々な論点(モデル)を持ち込み、お互いが自分とは異質のモデルを自身の中に取り入れて、同情できないが共感(エンパシー)を目指す対話である。

その「語り合う場」には個人が展示と対話するものから、クラスメートとの対話、研究者との対話、国・自治体レベル、あるいは国際社会といったレベルのものまである。各活動の対話の実現度を評価しつつ、まずは様々なレベルでの「語り合う場」の型を開発していくことが、科学館のなすべき活動のひとつと考えられる。

「科学を文化に」が実現した状態とは

「科学」は「語り合う場」に集う人々が前提知識として学ぶべきものとして、専門家から一方的に提供されるだけの知識なのだろうか? 「科学を文化に」が実現した状態とは、科学的・合理的な議論ができる知識基盤として、人々が科学リテラシーを持つことを含んでいると思われるが、それだけではないだろう。科学が人間社会の存在とは無関係に本質主義的に存在し、専門家が正しい真理をみつめてくれるという、従来型の科学のイメージは更新されなければならないだろう。科学の営みは社会の中に埋め込まれたものであり、科学とは非専門家も含む社会の中で構築主義的に形成される「科学モデル」に過ぎないと認識し、科学と科学者を社会の道具として、人々がその使い方を知ることが本質的に重要であると考えられる。

子ども参画「キッズクルー」事業

林千恵、河田萌音（福岡市科学館）

1.はじめに(事業の背景)

福岡市科学館は「人が育ち、未来をデザインしていく科学館」を理念とし、参加者が多様な体験を出来る機会を提供している。その中の特徴的な事業「ジュニア科学者養成コース」では、様々な体験を通じた「非認知能力の涵養」を九州大学との共同研究で模索している。

2.事業の目的

子ども参画「キッズクルー」事業は、「子どもが主体的に科学館運営に中長期的に関わる事業」である。その中で「科学館運営を通じたキャリア教育」などを体験することにより、問題解決能力や主体性、コミュニケーション能力などの様々な非認知能力を伸ばしていくことを目的としている。

3.事業の概要

公募により選ばれた小学生 3 名の児童が原則月 2 回、16:30~17:30 までの約 1 時間を活動の基本としている。中長期的事業として、開始時小学3年生の児童が来年度小学5年生まで継続する予定である。また各回の内容は、サイエンスコミュニケーションを詳細に検討・計画し、実施している。(※本研究及び活動費用の一部は、公益財団法人乃村文化財団の助成金により実施している。)

4.事業の内容(参加した科学館運営事業)

(1) クリエイティブアワード小学生部門審査員

クリエイティブアワードとは、当館が提案するテーマに沿って応募者の好奇心・考える力・創造性を展示アイデアとして提案してもらう公募事業である。本年度はアワードに小学生部門を設け、キッズクルーはその審査を担当するため、「学ぶ」「体験する」「発表する」「審査する」などを経験し、審査を実施した。

(2) サイエンスショーに出演

審査について学ぶ一環として、現状のサイエンスショーを見学・評価した。さらに、実際に自らサイエンスショーに出演することにより、評価される側も経験した。

(3) オリジナルパンフレットの作成

キッズクルー独自の視点で、幼児から大人に向けて展示物を紹介・解説したパンフレットを作成している。それに当たり展示物の選定や文書作成、デザインの構成などを行っている。(3月完成予定)

5.まとめ

(1) 参加者の成長

参加者は活動毎にノートに実施内容と感想を記入している。また、定期的に自己評価シートを活用し、客観的に振り返るようにしている。その記録や参加者の観察から、課題に自ら考え取り組む力・メモをとりまとめる力・考えを自主的に発表する力・相手の意見を聞く力が養われていると感じる。また、互いの意見を尊重しあう様子も見受けられる。

(2) 中長期的事業の長所と所感

自ら考え・まとめ・発表するという流れを繰り返すことで、それらが習慣化し、身につけていると感じる。スタッフや参加者同士の人間関係が構築され、相互の課題や意見が交流しやすくなっている。参加者同士との対話や共同作業を通じて、非認知能力の強化が期待できる。

6.今後の課題

今後は既存の参加メンバーと新規募集メンバーの活動時期を重ねることにより、教え合い効果など参加者に与える影響を調べ、定性的情報の蓄積を行う。より客観的な効果を確認できるような指標も検討する。

非認知能力の測定は非常に難しく、容易に「評価」が出来ない。九州大学の研究者と連携しながら、効果測定の研究を進める。事業を継続し情報を蓄積・活用することで、事業の教育的効果の可能性を探っていきながら、より高度なサイエンスコミュニケーションの実施に繋げていきたい。

博物館における学芸員の雇用条件 非常勤・会計年度任用を中心に

藤田 茂（目白大学）

1. 研究の目的と方法

令和5年4月に博物館法が改正される。登録博物館では登録要件が緩和され、「調査研究」を含む体制の基準適合を審査されることになる（5年間の経過措置あり）。しかし、登録博物館の学芸員が調査研究に従事していないことがある。例えば、学芸員として雇用しながら実際の業務内容は「展示解説員」で、調査・研究を全くしていない登録博物館や博物館相当施設がある。このような業務内容の場合、事務職員の給与体系かつ、非常勤や会計年度任用での雇用契約となり、著しく低賃金である。

そこで本研究は、いわゆる非正規雇用学芸員の雇用条件を整理し、雇用条件の「標準的なひな形」を考察することを目的とする。調査方法は、インターネット求人検索や自治体の募集欄をもとに、詳細な業務内容や雇用条件について電話調査を行った。

2. 調査結果

雇用主（あるいは人事担当者）が学芸員の業務内容を整理できていない、そのために学芸員を事務職と勘違いして事務職での募集をかけている、給与水準がわからない（他館の公募情報を参考にする）、会計年度任用（パートタイム）に当てはめると業務内容や勤務時間に無理が生じ、結果として調査研究の時間が設定されない、あまりにも低賃金のため応募がなかった、業務スキルと賃金のバランスを欠き応募がなかった、などの問題点が明らかになった。

また、「学芸員」としてハローワーク等で募集が出ているにも関わらず、「会計年度任用事務職員」や「非常勤事務職員」という辞令になるという回答があった。

3. 考察

調査結果から、博物館法改正により登録博物館は、学芸員を会計年度任用（フルタイム・パートタイム）で雇用することが困難な状況になる、と考えられる。というのも、資料の収集・保管、教育普及活動については会計年度任用職員制度で定める労働時間内に収めることは不可能ではないものの、調査研究業務や保存修復業務ではそれが不可能だからである。

そこで本発表では、労働契約における「従事すべき業務に関する事項」において、非常勤・会計年度任用の学芸員による調査研究・保存修復の業務体制をどう記載すべきか、そのひな形を示す。